

第3章

計画の基本的方針

1 基本理念

基本理念

高齢者がいきいきと暮らせる地域をともに創るまち

本市では、市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画」（令和5年度～令和8年度）において、将来像として「魅力ある誇れる神栖市を目指して」を掲げ、福祉分野に係る施策として「健康でひとにやさしいまちを目指す」こととしています。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりとして、地域包括ケアシステムの深化・推進に継続して取り組むとともに、そのめざす先にある「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合いながら暮らしていくことのできる『地域共生社会』の実現を引き続き重点に据えることとします。

また、市民、団体、関係機関、市のすべてがつながり、生涯健康で元気に地域での活躍を続けるような、“ともに”地域を創るまちをめざします。

このことから、本計画では、第8期計画の理念を引き続き第9期計画においても継承し、「高齢者がいきいきと暮らせる地域をともに創るまち」を基本理念とします。

2 本市における地域包括ケアシステムの考え方

住み慣れた地域でこれからも、いつまでも自分らしい暮らしを続けていきたい、という多くの高齢者の思いを実現するために、地域における「予防」、「住まい」、「生活支援」、「医療」、「介護」の5つを一体的に提供できるケア体制を構築しようというのが、地域包括ケアシステムです。

地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するために、地域の元気な高齢者の力が期待されています。地域の支え手となることは、地域住民のためになるだけでなく、自らの生きがいとなり、介護予防や健康寿命の延伸につながります。

また、本計画期間中に団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、近い将来にも団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となることから、今後ますます医療や介護の両方を必要とする方や認知症高齢者の増加が予想されます。

在宅医療と介護の連携体制をさらに強化し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといったそれぞれの場面で必要な取組の充実を図ります。

また、認知症の方やその家族に対して、やすらぎ支援員や認知症サポーターの養成による市民への普及啓発や孤立化防止とともに、認知症初期集中支援チーム等による早期対応と重症化防止に努め、地域で暮らしやすくなるための様々な負担軽減につなげます。

さらに、社会の進歩や変化に伴い、人々の抱える不安が複雑化・複合化していることから派生する、8050問題やダブルケアに代表されるような縦割りの相談窓口では解決できない問題についても、引き続き高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮等の様々な福祉分野の担当が連携をもって取り組んでいきます。

加えて、地域包括ケアシステムの構築で培った「自助」「互助」「共助」「公助」の考えを、高齢者だけでなく、障がい者や子どもまで幅広く広げ、地域力の向上による『地域共生社会』の実現をめざしていきます。

3 基本目標

本計画で掲げる基本理念「高齢者がいきいきと暮らせる地域をともに創るまち」の実現に向けて、第8期計画から引き続き4つの基本目標を設定し、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「予防」、「住まい」、「生活支援」、「医療」、「介護」の5つが一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進することとし、本計画では、地域包括ケアシステムの5つの内容のうち、「住まい」と「生活支援」を1つの目標として統合し、4つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標 1 <予防>

健康と生きがいづくりによる介護予防の推進をめざして

高齢者が人生100年時代を元気にいきいきと暮らすことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の推進とともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業等を通じて、介護予防のための通いの場を充実し、生活習慣病予防及び重症化予防、フレイル予防につなげていきます。

また、シルバーリハビリ体操教室をはじめ、介護予防ボランティアによる生きがいづくりや介護予防の取組を推進するほか、高齢者の孤独感を解消するための集いの場の提供や各種講座の開催、シニアクラブ等の活動への支援を通じて、社会参加の促進に努めます。

さらに、健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進するため、シルバー人材センターの周知に努めます。

基本目標 2 <住まい・生活支援>

安全・安心な暮らしの確保をめざして

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目標に、生活支援コーディネーターの活動や協議体での話し合いを通じて、家事や外出時の移動、食事、買物など、暮らしの様々な場面で生活を支える住民主体のサービスの創出・充実を進めます。

また、住み慣れた地域で生活の場を確保できるよう、サービス付き高齢者向け住宅をはじめ多様な住まいの確保に努めるほか、独居世帯をはじめ、身寄りがない

く、居住に課題を抱える高齢者等に対して、住まいの確保や住まいと生活支援の一体的な提供ができるよう整備等に努めます。

さらに、認知症高齢者の増加と家族関係の多様化や関係の希薄化に伴い、高齢者の権利擁護の要請が高まっており、高齢者が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、虐待の防止や犯罪被害から高齢者を守るための体制強化を進めるとともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業の利用促進に努めます。

そして、大規模な自然災害や感染症など、緊急・非常時の際に支援が必要な高齢者を把握し、適切な対応が迅速にできるよう、市と介護施設・事業所等が連携し十分な備えに努めます。

基本目標 3 <医療等>

地域における包括的な支援体制の強化をめざして

高齢者のニーズや状態に応じた切れ目ないサービス提供とともに、複雑化・複合化している支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心に、地域における総合的な相談支援体制と円滑なサービス提供体制の整備に努めます。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮等の分野を超えた関係機関による情報共有・連携を進めます。

さらに、在宅医療・介護連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする方に対する円滑な支援に努めるほか、在宅療養やアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発に関する取組を推進します。

そして、認知症の人の尊厳を保持し、認知症に対する理解を広げるための総合的な施策を推進するとともに、認知症高齢者本人や家族に対して日常的・継続的な支援を提供する伴走型支援の実施（ヤングケアラー支援を含む）を図ります。

基本目標 4 <介護>

介護保険サービスの充実をめざして

介護の必要な高齢者を持続的に支えるため、需要に応じた在宅サービス・居住系サービス・施設サービスの基盤確保に努めるほか、重度の方とその家族の在宅での生活を支える基盤の充実に努めます。

また、介護人材の確保や介護現場の生産性向上を支援するとともに、介護給付等を適正化するための取組を継続し、サービスの質の確保による介護保険制度の円滑な運営を図ります。

4 施策の体系図



